当面の情勢とその問題点について

われわれの力で展望を切り開こう

われわれのたたかいは、命をかける転換の保安斗争をはじめとし、類例のないほどに不当な差別・切り捨てなどによる合理化支配の組織攻撃あるいは賃金・期末手当斗争にまでもちこまれる不払い・棚上げの強行、ついには労働協約の全面改悪による組織破壊強制などを総括するとき、一口にいって資本主義的合理化強行に対する継続的な抵抗斗争である。

とくに昨年一二月九日の炭労災害に対する遺族はじめわれわれの怒りと悲しみは永久に消しさることのできないものであり、同一目に遭ったことを国の内外で嘆くものはおそらく絶見大報政とともに、いまさら資本の強行する合理化がどんなに非情・冷酷なものであるかを暴露し、この大災害が「人災」であることを国の内外で嘆くものはなに一人もいなかった。

しかし、われわれは常に冷静を保ちつつ定められた方針に従い対会社・対政府交渉に全力をつくしてきたのである。

三池斗争を通して、一貫している会社側の荒々しい差別と弾圧の実態を知る人びとは、大炭災による組織的行動は意外とされもしたが、われわれはたとえ怒りと悲しみで金身がわれなくとも、一切を組織的な行動によって決する という教訓を三池斗争のなかで学びとってきたからである。

すなわち、組織労働者としての歴史的使命を貫徹するためには一人ひとりが血気にはやることなく鉄線する事態を科学的に判断し心にはあたたかい同志愛をみなぎらせて「長期抵抗」の構えで一歩一歩前進することが、三池労働者の「基本姿勢」であるからにほかならない。

その上、昨年六月の六三年度定期総会いらいこの一カ年の間、苦しみに耐えつつ自力で将来の展望をきりひらく抵抗斗争のなかで、われわれはさらに多くの教訓をつみかさねている。

ここに一カ年のたたかいを総括して次のたたかいへの展望を「大綱」に集約するに際し、次の諸項をますます確認したい。

【第一】三池労組としての行動の基本は、一昨年四月に決定され、昨年の定期総会でさらにその踏襲が確認されたこの「長期抵抗路線」にもとづく抵抗方針であり、この基本姿勢については今年も定期総会としてさらにその踏襲を確認する。

【第二】開放労働体制下における反合理化斗争の激化が、日本労働運動の今後のたたかいを決する実態にあるので、三池労組としても五月末の炭労大会を終了した段階で徹底的な炭労討議をおこない、全体的な情勢に対する「当面の行動方針」を次期執行部の責任において新たに提案することとする。

【第三】したがって本文は表題のとおり、当面の情勢のなかで与えられる主要な問題点につき、過去一年間のたたかいの経過を通して検討し、当面のたたかいをそなえようとするものであり、あわせて次の行動方針に反映させるという目的を含むものである。すなわちこれは「行動方針」ではなく、事態の認識と決意の大綱を規約するものである。

(1) 政治、経済情勢の特徴

「日本独占資本と池田内閣は、高度経済成長政策の破たんが労大衆の犠牲ときりぬけ対米従属政策をあらためようとしていない。この方向が帝国主義的・軍国主義的方向となることはあきらかである。日本独占資本は、いまその支配維持のために、内外の大衆收奪を強めIMF八条国への移行・OECDへの加盟など開放経済体制への決定的実行を通じて長期戦略方針でわれわれに対決してきている。日本独占資本の長期戦略方針には、一九七〇年の安保条約改訂の年度を目標における政治斗争の対決の頂点として、この年までに日本独占の帝国主義・軍国主義体制を確立することであり、それは

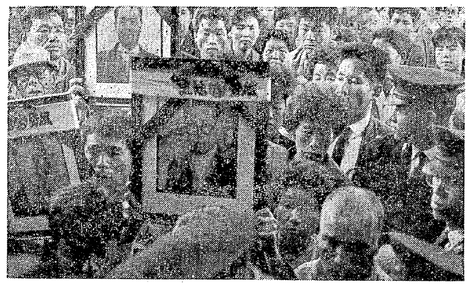

われわれの怒りをいまこそ結集しよう!!

高度経済成長政策の破たんが勤労大衆の犠牲ときりぬけ対米従属政策をあらためようとしていない。この方向が帝国主義的・軍国主義的方向となることはあきらかである。日本独占資本は、いまその支配維持のために、内外の大衆收奪を強めIMF八条国への移行・OECDへの加盟など開放経済体制への決定的実行を通じて長期戦略方針でわれわれに対決してきている。日本独占資本の長期戦略方針には、一九七〇年の安保条約改訂の年度を目標における政治斗争の対決の頂点として、この年までに日本独占の帝国主義・軍国主義体制を確立することであり、それは

自衛隊の強化・国防省への防衛庁への昇格・秘密保護法と政治法の制定・小選挙区制の採用・教育の反動化・憲法改悪とそれに付随するこの方向となることはあきらかである。このような「長期戦略方針」の実践は、一方において最大の抵抗者であるわれわれ労働者階級に対する合理化・労資協調幕舞・労働関係諸法の改悪の警察力強化による弾圧政策の強行となる。したがってこんご日本労働者階級に対する独占資本とその政府の攻撃は激化し労働運動における対決の様相は深刻化する……!

以上は、さる二月一四日、一五日に開かれ総評第二四回臨時大会における岩井事務局長の報告であり、今年の春斗に対する池田内閣の「賃金ストップ政策」や「分裂支配攻撃」およびいよいよ対米従属を深める日韓会談の推移などほきらかにこの岩井報告の正しさを証明している。

日本独占の攻撃がきわめて密な「長期戦略方針」にそって展開されているということは、われわれが「長期抵抗路線」をたたかいの基本戦略としていることと同じであり、この面からもわれわれの路線の正しさが証明されている。

ところで総評・経済情勢の特徴は、国際政治における急テンポなアメリカの後退が明白であるにもかかわらず、依然として日本独占が対米依存を強制されているという矛盾が結果として国内的には国民に対する一層の收奪強化と労働運動の弱体化（弾圧といっしょうの併用）とあらわれ、その集中的表現として「憲法改悪」の強行としてほかならないということである。

さらに日本独占の反動性は、あのように激しい韓国人民の反対があるにもかかわらず、韓国人民がともとかえは厚いし、個人的には経済上の限界もあわわけだが改憲阻止のつながる反合理化斗争の意義を把握し、ながい目で「一切の不当を告服しる「反撃」について、いま一歩前進したいものである。

(ｲ)具体的には、すぐれた抵抗斗争の全三池的な炭流が行なわれて

(2) 大衆斗争路線について

たたかいの中から他組織にみられぬ「五人組」を設け、指導の伝達と大衆意志の検証などに意創意をとらしてはいるが、十分でない。

(ｱ)五人組の意義について、全三池の実績を集約し討議資料とならなければ組長の任務が重大であるので、今後組長資料などを配布するなどして実効をあげる。

(ｲ)われわれのたたかいが「人間のさけび」として幾べく内外にたたし「国解放」をめざす能利拡大のための抵抗斗争であるという熱意と斗志が深く滝航する。

(ｳ)労働運動の歴史的意義につき貴重さらに討議を深めなければならない。

(ｴ)指導部が大衆との日常的結合をより緊密にし、大衆から学ぶという基本にたち、いわゆる「個人的」に支配されないよう、支部間の取種別交流の討論を実行に移すべきである。

(ｵ)三井鉱組としての政治的行動を積極化するため、組織内階級政党員の指導性と学習会の地域出などをさらに拡大すべきである。

(3) 正常化をめぐる諸問題

三池の労資関係をめぐる正常化の問題は、三池労組にとって極めて重要な一試金石となってきたが、いま最後的結論が出されぬまま交渉継続中であるので大綱だけをあげる。

(ｱ)労資関係の正常化については一月二日の第六回中央委員会において討議したが、まだその本質の究明が不十分であったことを反省しなければならない。

(ｲ)すなわち「差別排除」が独自員にとって緊要であればあるほどわれわれは基本的に構えなければいないことにも基因するので、支部間の取種別交流の討論を実行に移すべきである。

(ｳ)「差別排除」だけを「特殊事情」としているのではない。

つまり、われわれが「不調印」としたのは、あくまで「差別排除」や「不当労行為」や明らかな「不当労働行為」についての恥じうべき三井鉱山の強行を絶対に認めることができないからであり、第三次合理化についても絶対に了承できないからであり全く他には例のないことと考えられもする。

およそ労働者は、法的には経営者だけに課せられている「不当労働行為」については、いかなる場合もこれを黙認してはならない。それにくく権・労働権を守り高めるという法律上の権利の主張であり基本的人権のたたかいだからである。

われわれは、あらゆる既存の協定・臨時約款あるいは労働法規を一方的に破棄し、じゅうりんしてはばかられなかった三井鉱山の過去の第三次合理化自体が一層その不法性を露骨に強制しようとしたものであるとともに、その中断については、それを全服した長期的な進例を集約して全体のものとすべきであり、主婦の内証やや転による態勢についても対策をとるべきであったが、不(ｴ)しかし大衆斗争路線は、短日月で完結されるものではないことをさらに確認し、性急な態度でなる誇りをもって対抗し強く、あまりでその向上を期すべきである。

(ｱ)とくに、行動隊・転場婦人部を「母・婦人部」として再出発するためにも、聖労労働者の活動を期待する必要がある。

(4) 保安斗争について

三池大炭災がいかに資本の非人間性を暴露し、それが資本主義的合理化の本体とその本法を示し、全三池の生産を犠牲にして大きな犠牲に対するわれわれの怒りがどんなに激しいものであったとしても、現実の転場において「保安斗争」だけを先行させ、その成功だけを期待するわけにはいかない。

「保安斗争」は全体のたたかいのなかで強化されるべき重要なものであるが、あくまでもこれを「総括」しつつ、あらためて認識されなければならないが、基本的人権に関する不退転の信念と非妥協の精えというものは、三池でいうなら全三池における全体的な斗争態勢全三池における全体的な斗争態勢のもりあがりの中でこそ「確立」されるものだからである。

われわれはこのような理解にたち、あくまで全転場での抵抗斗争の強化とともに「命を守るたたかい」の頑強な発展を至上とすべきであり、それが達成されるなら転場ある。

(ｴ)なお「方別スト」の中断については討議も十分おこなわれたわけであるが、炭労の指示に従ったことに不満があるのではなくむしろ「方別スト」のもっていた斗争体制上の役割をもっと重視すべきことを再確認しすべきを考えない。

(5) 春斗について

われわれは今年の春斗については相当な前進として総評・炭労の指導性を評価したいと思う。

しかしながら日本労働運動の「ストライキ反対」については、自称する前衛政党としての階級的任務を自からうち切って行動し冷ゲんな批判を加え、さらに春斗の全体的な前進をはかるため前向きの討議を集約する。それは、(1)賃上げ斗争と反合理化斗争との結合の不十分さ、(2)長期抵抗路線にもとづく階級連帯の欠如と組織論の不在、(3)改憲阻止を頂点とする政治指標の稀薄性、などであり五月末の炭労大会において、さらに具体的な検討を加えることとする。

(6) 総括

われわれは「正常化問題」をめぐり、三池労組としてのたたかいの不十分さを検証し得たが、それは「方別スト」の中断がもたらした影響が決して小さくなかったことでも明らかであり、結論的にはこれは全三池の斗争態勢の再強化が緊急である。

たたかいの方向について

われわれのたたかいの方向は、新たな「当面の行動方針」によって決定されるがその方向については次の通りである。

(1) 思想性の高揚

すでに明らかにしたとおり、独占資本と池田内閣が推進している「長期戦略方針」は、いわゆる資本主義体制の必死な擁護になった反労働者的な思想攻撃として受けとめなければならない。

われわれはこのような理解からこの本質を見ぬく判断力を従来の経験主義や「勘」だけにたよることなく、運動と直結した「思想性の高揚」について一段の努力をはらわなければならない。

(2) 組織対策

われわれは同じ転場で働き、同じ苦悩をもつ第二組合員諸君を多数見てきている。

彼らといえども第三次合理化実施をおけっして放置しているわけではないのだから、われわれ一人ひとりがいっぱは指導者となること、第二組合に対する組織工作の第一歩であることを再確認したい。

また、三池のたたかいの横ひろげるためにも、他組織との交渉をよかめつつオルグ派遣やオルグ交流などが計画されねばならないならうべきだ。

(3) 組織強化

われわれは、たたかいの基本戦略として「長期抵抗路線」を確立し、過去二年間これを実践してきたわけであるが、まだ不十分な点が多々あることを自己批判したい。

(ｱ)置頭にのべたとおり、次期機関によって新たに「当面の行動方針」が決定されることになるが、それ以前に自己批判の大綱として次の諸点を汲げて大衆討議をうつ

(1) 体制的な反合理化斗争について

昨年の定期総会以降、三池としての反合理化斗争強化のための大衆討議資料（『歩発』）は主要なものとしても五つは出されているし、それぞれ従来に比して深い討議をきたわけであるが、まだ不十分な点が多々あることを自己批判したい。

(ｱ)長期抵抗路線を戦術的な意味、すなわち「長期柔軟斗争」と同義に理解していいか。

(ｲ)したがって「反撃」が、五人組や転場分会で十分に討議されたとしても五つは出されているし、それぞれ従来に比して深い討議をきたわけであるが、まだ不十分な五人組会議を全めて実行してきたわけである。

いま欠陥として指摘できる点をあげれば、

(ｱ)長期抵抗路線を戦術的な意味、すなわち「長期柔軟斗争」と同

三池労組の「一体化」は絶対に守らねばならない。

このことは「三池斗争」の質重なる自己批判なのである。

(4) 主婦会活動の重視

これは、三池主婦会の活動をぬきにしては絶対に考えられない。

いま主婦会の一人ひとりは、夫たちの低賃金をカバーするため内せよ」と強い要求されて「ます第一に今後の保安を確立し、第二に今後の保安を確立しつつ、われわれとともに「長期抵抗路線」の実践に備をくいしばってたたかっている。

われわれは、主婦会活動にたする協力が きわめて不十分であったことを反省し、三池斗争の積極的な前進を決意するに伴い、今後十分に話しあって共通の斗争指標の獲得に全力をつくす。

(5) 遺族・被災者を守るたたかい

われわれのたたかいは「安全なくして労働なし」という憲法統一にもとづく転場における具体的な抵抗斗争でなければならない。

このことは、遺族としての「決意と誓約（一九六三年一月二日付）」において、会社側に対し長の就任確認と同時に社外重役制の新設などが予定されかつていない三井鉱山の構えがうかがわれる。

このことは、日本経済が当面している開放経済体制下における きびしい事情を反映するものであるとなっていた地方鉄道化問題および、より根本的な港務所の企業分離問題がいまいよ具体化する段階にきたようである。

われわれは三池製作所分離に際しての「ニガイ」経験に学び、港務所問題においてこと万全の態勢を早期に確立してかからねばならない。

その具体的方針は戦術的な面を考慮し、別途提案する。

(7) 反合理化斗争の強化

たたかいの方向としてあげた以上の諸項目の究明は、要するに「反合理化斗争の強化」をめざすものである。

われわれは財政見とおしがからみ、指導部はじめ二人ひとりの組合員の前進が緊急だと判断し、たとえば「非常任執行委員制」なども来年以降にそなえて今年は考慮し、別途提案する。

(8) 総括

われわれのたたかいにおける戦略基本は「長期抵抗路線」である。この路線にしたがい「反合理化斗争の強化」をあらゆる角度からさらに追及し、反資本主義）斗争に直結しなければならない。

むすび―われわれの決意

三井鉱山は、三川鉱大爆発を厳しゅくに反省すべきである。

三池大炭災は、人道上も法律上も許されない異例な事故として追及されなければならない。一方では三鉱山の従来の政策が完全に誤まっていたことを証明したかされる諸方策を検討し実施する。

われわれは、三池労働者としての自負と階級的な覚悟を自覚し、従来の方針をあくまで堅持しつつ不当には断固たる抵抗斗争の責務を果たすことを誓う。

三井鉱山のあまりにもこの慢な独善および不法・不当に恥じない背徳のつみかさねがついに爆発したものとして反省すべきだからである。

われわれは「差別と圧迫は両立しない」ことをすでに宣言してきたが、三池労働者の抵抗斗争は国内外の仲間たちに支えられ、その力を発揮してきた。

しかるに三井鉱山は今後もなおその不正な態度を改めないことが予想される。

われわれは、三池労働者としての自負と階級的な覚悟を自覚し、従来の方針をあくまで堅持しつつ不当には断固たる抵抗斗争の責務を果たすことを誓う。

たたかいの経過からの反省

日本の労働者階級をめぐる情勢のきびしさは、前項によって大綱的に明らかにされたとおりであり三池における第三次合理化・三池大炭災など、この一年間の経過が示しているとおりである。

われわれは、たたかいの基本戦略として「長期抵抗路線」を確立し、過去二年間これを実践してきたわけであるが、まだ不十分な点が多々あることを自己批判したい。

置頭にのべたとおり、次期機関によって新たに「当面の行動方針」が決定されることになるが、それ以前に自己批判の大綱として次の諸点を汲げて大衆討議をうつ

(1) 体制的な反合理化斗争について

昨年の定期総会以降、三池としての反合理化斗争強化のための大衆討議資料（『歩発』）は主要なものとしても五つは出されているし、それぞれ従来に比して深い討議をきたわけであるが、まだ不十分な五人組会議を全めて実行してきたわけである。

いま欠陥として指摘できる点をあげれば、

(ｱ)長期抵抗路線を戦術的な意味、すなわち「長期柔軟斗争」と同義に理解していいか。

(ｲ)したがって「反撃」が、五人組や転場分会で十分に討議されたとしても五つは出されているし、それぞれ従来に比して深い討議をきたわけであるが、まだ不十分な五人組会議を全めて実行してきたわけである。

いま欠陥として指摘できる点をあげれば、

(ｱ)これは、体制的なカベの厚さをいま一歩破るという指導と行動に欠けている点があったことと反省されなければならない。も

ともとカベは厚いし、個人的には経済上の限界もあわわけだが改憲阻止につながる反合理化斗争の意義を把握し、ながい目で「一切の不当を告服しる「反撃」について、いま一歩前進したいものである。

(ｲ)具体的には、すぐれた抵抗斗争の全三池的な炭流が行なわれて

(2) 大衆斗争路線について

たたかいの中から他組織にみられぬ「五人組」を設け、指導の伝達と大衆意志の検証などに意創意をとらしてはいるが、十分でない。

(ｱ)五人組の意義について、全三池の実績を集約し討議資料とならなければ組長の任務が重大であるので、今後組長資料などを配布するなどして実効をあげる。

(ｲ)われわれのたたかいが「人間のさけび」として幾べく内外にたたし「国解放」をめざす能利拡大のための抵抗斗争であるという熱意と斗志が深く滝航する。

(ｳ)労働運動の歴史的意義につき貴重さらに討議を深めなければならない。

(ｴ)指導部が大衆との日常的結合をより緊密にし、大衆から学ぶという基本にたち、いわゆる「個人的」に支配されないよう、支部間の取種別交流の討論を実行に移すべきである。

(ｵ)三池労組としての政治的行動を積極化するため、組織内階級政党員の指導性と学習会の地域出などをさらに拡大すべきである。

(3) 正常化をめぐる諸問題

三池の労資関係をめぐる正常化の問題は、三池労組にとって極めて重要な一試金石となってきたが、いま最後的結論が出されぬまま交渉継続中であるので大綱だけをあげる。

(ｱ)労資関係の正常化については一月二日の第六回中央委員会において討議したが、まだその本質の究明が不十分であったことを反省しなければならない。

(ｲ)すなわち「差別排除」が独自員にとって緊要であればあるほどわれわれは基本的に構えなければいないことにも基因するので、支部間の取種別交流の討論を実行に移すべきである。

(ｳ)「差別排除」だけを「特殊事情」としているのではない。

つまり、われわれが「不調印」としたのは、あくまで「差別排除」や「不当労行為」や明らかな「不当労働行為」についての恥じうべき三井鉱山の強行を絶対に認めることができないからであり、第三次合理化についても絶対に了承できないからであり全く他には例のないことと考えられもする。

およそ労働者は、法的には経営者だけに課せられている「不当労働行為」については、いかなる場合もこれを黙認してはならない。それにくく権・労働権を守り高めるという法律上の権利の主張であり基本的人権のたたかいだからである。

われわれは、あらゆる既存の協定・臨時約款あるいは労働法規を一方的に破棄し、じゅうりんしてはばかられなかった三井鉱山の過去の第三次合理化自体が一層その不法性を露骨に強制しようとしたものであるとともに、その中断については、それを全服した長期的な進例を集約して全体のものとすべきであり、主婦の内証やや転による態勢についても対策をとるべきであったが、不(ｴ)しかし大衆斗争路線は、短日月で完結されるものではないことをさらに確認し、性急な態度でなる誇りをもって対抗し強く、あまりでその向上を期すべきである。

(ｱ)とくに、行動隊・転場婦人部を「母・婦人部」として再出発するためにも、聖労労働者の活動を期待する必要がある。

(4) 保安斗争について

三池大炭災がいかに資本の非人間性を暴露し、それが資本主義的合理化の本体とその本法を示し、全三池の生産を犠牲にして大きな犠牲に対するわれわれの怒りがどんなに激しいものであったとしても、現実の転場において「保安斗争」だけを先行させ、その成功だけを期待するわけにはいかない。

「保安斗争」は全体のたたかいのなかで強化されるべき重要なものであるが、あくまでもこれを「総括」しつつ、あらためて認識されなければならないが、基本的人権に関する不退転の信念と非妥協の精えというものは、三池でいうなら全三池における全体的な斗争態勢全三池における全体的な斗争態勢のもりあがりの中でこそ「確立」されるものだからである。

われわれはこのような理解にたち、あくまで全転場での抵抗斗争の強化とともに「命を守るたたかい」の頑強な発展を至上とすべきであり、それが達成されるなら転場ある。

(ｴ)なお「方別スト」の中断については討議も十分おこなわれたわけであるが、炭労の指示に従ったことに不満があるのではなくむしろ「方別スト」のもっていた斗争体制上の役割をもっと重視すべきことを再確認しすべきを考えない。

(5) 春斗について

われわれは今年の春斗については相当な前進として総評・炭労の指導性を評価したいと思う。

しかしながら日本労働運動の「ストライキ反対」については、自称する前衛政党としての階級的任務を自からうち切って行動し冷ゲんな批判を加え、さらに春斗の全体的な前進をはかるため前向きの討議を集約する。それは、(1)賃上げ斗争と反合理化斗争との結合の不十分さ、(2)長期抵抗路線にもとづく階級連帯の欠如と組織論の不在、(3)改憲阻止を頂点とする政治指標の稀薄性、などであり五月末の炭労大会において、さらに具体的な検討を加えることとする。

(6) 総括

われわれは「正常化問題」をめぐり、三池労組としてのたたかいの不十分さを検証し得たが、それは「方別スト」の中断がもたらした影響が決して小さくなかったことでも明らかであり、結論的にはこれは全三池の斗争態勢の再強化が緊急である。

われわれをめぐる情勢について

(1) 政治、経済情勢の特徴

「日本独占資本と池田内閣は、高度経済成長政策の破たんが勤労大衆の犠牲ときりぬけ対米従属政策をあらためようとしていない。この方向が帝国主義的・軍国主義的方向となることはあきらかである。日本独占資本は、いまその支配維持のために、内外の大衆收奪を強めIMF八条国への移行・OECDへの加盟など開放経済体制への決定的実行を通じて長期戦略方針でわれわれに対決してきている。日本独占資本の長期戦略方針には、一九七〇年の安保条約改訂の年度を目標における政治斗争の対決の頂点として、この年までに日本独占の帝国主義・軍国主義体制を確立することであり、それは

自衛隊の強化・国防省への防衛庁への昇格・秘密保護法と政治法の制定・小選挙区制の採用・教育の反動化・憲法改悪とそれに付随するこの方向となることはあきらかである。このような「長期戦略方針」の実践は、一方において最大の抵抗者であるわれわれ労働者階級に対する合理化・労資協調幕舞・労働関係諸法の改悪の警察力強化による弾圧政策の強行となる。したがってこんご日本労働者階級に対する独占資本とその政府の攻撃は激化し労働運動における対決の様相は深刻化する……!

以上は、さる二月一四日、一五日に開かれ総評第二四回臨時大会における岩井事務局長の報告であり、今年の春斗に対する池田内閣の「賃金ストップ政策」や「分裂支配攻撃」およびいよいよ対米従属を深める日韓会談の推移などほきらかにこの岩井報告の正しさを証明している。

日本独占の攻撃がきわめて密な「長期戦略方針」にそって展開されているということは、われわれが「長期抵抗路線」をたたかいの基本戦略としていることと同じであり、この面からもわれわれの路線の正しさが証明されている。

ところで総評・経済情勢の特徴は、国際政治における急テンポなアメリカの後退が明白であるにもかかわらず、依然として日本独占が対米依存を強制されているという矛盾が結果として国内的には国民に対する一層の收奪強化と労働運動の弱体化（弾圧といっしょうの併用）とあらわれ、その集中的表現として「憲法改悪」の強行としてほかならないということである。

さらに日本独占の反動性は、あのように激しい韓国人民の反対があるにもかかわらず、韓国人民が

(2) 反合理化斗争の意義と改憲阻止斗争との関連

前項で明らかにされたように、われわれの反合理化斗争はすでに「労働組合主義」の枠をはみ出しつつあり、第三次合理化についても絶対に了承できないからであり全く他には例のないことと考えられもする。

およそ労働者は、法的には経営者だけに課せられている「不当労働行為」については、いかなる場合もこれを黙認してはならない。それにくく権・労働権を守り高めるという法律上の権利の主張であり基本的人権のたたかいだからである。

われわれは、あらゆる既存の協定・臨時約款あるいは労働法規を一方的に破棄し、じゅうりんしてはばかられなかった三井鉱山の過去の第三次合理化自体が一層その不法性を露骨に強制しようとしたものであるとともに、その中断については、それを全服した長期的な進例を集約して全体のものとすべきであり、主婦の内証やや転による態勢についても対策をとるべきであったが、不(ｴ)しかし大衆斗争路線は、短日月で完結されるものではないことをさらに確認し、性急な態度でなる誇りをもって対抗し強く、あまりでその向上を期すべきである。

(ｱ)とくに、行動隊・転場婦人部を「母・婦人部」として再出発するためにも、聖労労働者の活動を期待する必要がある。

(3) 三井鉱山の出方について

端的にいって、三井鉱山の出方は次の二つに集約される。

(1)三池の生産をいかに増強するか

(2)労資関係の正常化をどう活用するか。

さいきんにおける山元交渉は、この間の事情をあきらかにしつつあるこの三池の出炭を増加させるためには差別（これは紛争の種でもあるから）の緩和をはかる必要が大いにあるし、生産効率を上げるためにも合理化施策がいろいろと考えられているので、これらを総合し、一括して「正常化問題」にからめようというのである。

そのあと、三井鉱山にとってその最重要問題は「三池労組の構えの不法性」であり、これらの事態に留意し、さらに検討を深めなければならない。

われわれは、これらの事態に留意し、さらに検討を深めなければならない。

たたかいの方向について

われわれのたたかいの方向は、新たな「当面の行動方針」によって決定されるがその方向については次の通りである。

(1) 思想性の高揚

すでに明らかにしたとおり、独占資本と池田内閣が推進している「長期戦略方針」は、いわゆる資本主義体制の必死な擁護になった反労働者的な思想攻撃として受けとめなければならない。

われわれはこのような理解からこの本質を見ぬく判断力を従来の経験主義や「勘」だけにたよることなく、運動と直結した「思想性の高揚」について一段の努力をはらわなければならない。

(2) 組織対策

われわれは同じ転場で働き、同じ苦悩をもつ第二組合員諸君を多数見てきている。

彼らといえども第三次合理化実施をおけっして放置しているわけではないのだから、われわれ一人ひとりがいっぱは指導者となること、第二組合に対する組織工作の第一歩であることを再確認したい。

また、三池のたたかいの横ひろげるためにも、他組織との交渉をよかめつつオルグ派遣やオルグ交流などが計画されねばならないならうべきだ。

(3) 組織強化

われわれは、たたかいの基本戦略として「長期抵抗路線」を確立し、過去二年間これを実践してきたわけであるが、まだ不十分な点が多々あることを自己批判したい。

置頭にのべたとおり、次期機関によって新たに「当面の行動方針」が決定されることになるが、それ以前に自己批判の大綱として次の諸点を汲げて大衆討議をうつ

(1) 体制的な反合理化斗争について

昨年の定期総会以降、三池としての反合理化斗争強化のための大衆討議資料（『歩発』）は主要なものとしても五つは出されているし、それぞれ従来に比して深い討議をきたわけであるが、まだ不十分な五人組会議を全めて実行してきたわけである。

いま欠陥として指摘できる点をあげれば、

(ｱ)長期抵抗路線を戦術的な意味、すなわち「長期柔軟斗争」と同義に理解していいか。

(ｲ)したがって「反撃」が、五人組や転場分会で十分に討議されたとしても五つは出されているし、それぞれ従来に比して深い討議をきたわけであるが、まだ不十分な五人組会議を全めて実行してきたわけである。

いま欠陥として指摘できる点をあげれば、

(ｱ)これは、体制的なカベの厚さをいま一歩破るという指導と行動に欠けている点があったことと反省されなければならない。も

ともとカベは厚いし、個人的には経済上の限界もあわわけだが改憲阻止につながる反合理化斗争の意義を把握し、ながい目で「一切の不当を告服しる「反撃」について、いま一歩前進したいものである。

(ｲ)具体的には、すぐれた抵抗斗争の全三池的な炭流が行なわれて

(2) 大衆斗争路線について

たたかいの中から他組織にみられぬ「五人組」を設け、指導の伝達と大衆意志の検証などに意創意をとらしてはいるが、十分でない。

(ｱ)五人組の意義について、全三池の実績を集約し討議資料とならなければ組長の任務が重大であるので、今後組長資料などを配布するなどして実効をあげる。

(ｲ)われわれのたたかいが「人間のさけび」として幾べく内外にたたし「国解放」をめざす能利拡大のための抵抗斗争であるという熱意と斗志が深く滝航する。

(ｳ)労働運動の歴史的意義につき貴重さらに討議を深めなければならない。

(ｴ)指導部が大衆との日常的結合をより緊密にし、大衆から学ぶという基本にたち、いわゆる「個人的」に支配されないよう、支部間の取種別交流の討論を実行に移すべきである。

(ｵ)三池労組としての政治的行動を積極化するため、組織内階級政党員の指導性と学習会の地域出などをさらに拡大すべきである。

(3) 正常化をめぐる諸問題

三池の労資関係をめぐる正常化の問題は、三池労組にとって極めて重要な一試金石となってきたが、いま最後的結論が出されぬまま交渉継続中であるので大綱だけをあげる。

(ｱ)労資関係の正常化については一月二日の第六回中央委員会において討議したが、まだその本質の究明が不十分であったことを反省しなければならない。

(ｲ)すなわち「差別排除」が独自員にとって緊要であればあるほどわれわれは基本的に構えなければいないことにも基因するので、支部間の取種別交流の討論を実行に移すべきである。

(ｳ)「差別排除」だけを「特殊事情」としているのではない。

つまり、われわれが「不調印」としたのは、あくまで「差別排除」や「不当労行為」や明らかな「不当労働行為」についての恥じうべき三井鉱山の強行を絶対に認めることができないからであり、第三次合理化についても絶対に了承できないからであり全く他には例のないことと考えられもする。

およそ労働者は、法的には経営者だけに課せられている「不当労働行為」については、いかなる場合もこれを黙認してはならない。それにくく権・労働権を守り高めるという法律上の権利の主張であり基本的人権のたたかいだからである。

われわれは、あらゆる既存の協定・臨時約款あるいは労働法規を一方的に破棄し、じゅうりんしてはばかられなかった三井鉱山の過去の第三次合理化自体が一層その不法性を露骨に強制しようとしたものであるとともに、その中断については、それを全服した長期的な進例を集約して全体のものとすべきであり、主婦の内証やや転による態勢についても対策をとるべきであったが、不(ｴ)しかし大衆斗争路線は、短日月で完結されるものではないことをさらに確認し、性急な態度でなる誇りをもって対抗し強く、あまりでその向上を期すべきである。

(ｱ)とくに、行動隊・転場婦人部を「母・婦人部」として再出発するためにも、聖労労働者の活動を期待する必要がある。

(4) 保安斗争について

三池大炭災がいかに資本の非人間性を暴露し、それが資本主義的合理化の本体とその本法を示し、全三池の生産を犠牲にして大きな犠牲に対するわれわれの怒りがどんなに激しいものであったとしても、現実の転場において「保安斗争」だけを先行させ、その成功だけを期待するわけにはいかない。

「保安斗争」は全体のたたかいのなかで強化されるべき重要なものであるが、あくまでもこれを「総括」しつつ、あらためて認識されなければならないが、基本的人権に関する不退転の信念と非妥協の精えというものは、三池でいうなら全三池における全体的な斗争態勢全三池における全体的な斗争態勢のもりあがりの中でこそ「確立」されるものだからである。

われわれはこのような理解にたち、あくまで全転場での抵抗斗争の強化とともに「命を守るたたかい」の頑強な発展を至上とすべきであり、それが達成されるなら転場ある。

(ｴ)なお「方別スト」の中断については討議も十分おこなわれたわけであるが、炭労の指示に従ったことに不満があるのではなくむしろ「方別スト」のもっていた斗争体制上の役割をもっと重視すべきことを再確認しすべきを考えない。

(5) 春斗について

われわれは今年の春斗については相当な前進として総評・炭労の指導性を評価したいと思う。

しかしながら日本労働運動の「ストライキ反対」については、自称する前衛政党としての階級的任務を自からうち切って行動し冷ゲんな批判を加え、さらに春斗の全体的な前進をはかるため前向きの討議を集約する。それは、(1)賃上げ斗争と反合理化斗争との結合の不十分さ、(2)長期抵抗路線にもとづく階級連帯の欠如と組織論の不在、(3)改憲阻止を頂点とする政治指標の稀薄性、などであり五月末の炭労大会において、さらに具体的な検討を加えることとする。

(6) 総括

われわれは「正常化問題」をめぐり、三池労組としてのたたかいの不十分さを検証し得たが、それは「方別スト」の中断がもたらした影響が決して小さくなかったことでも明らかであり、結論的にはこれは全三池の斗争態勢の再強化が緊急である。

目次

一、われわれをめぐる情勢について
1、政治・経済情勢の特徴
2、反合理化斗争との関連
3、三井鉱山の出方について
二、たたかいの経過からの反省
1、休制的な反合理化斗争について
2、大衆斗争路線について
3、三池における統一
4、主婦会活動の重視
5、遺族・被災者を守る斗い
6、港務所地方鉄道化に対するたたかい
7、反合理化斗争の強化
8、総括
四、むすび　われわれの決意

われわれの怒りをいまこそ結集しよう!!

「不調印」を表明しつづけている鹿らかである以上、労働者階級としては眼前の現象にとどまわれ、その「本質」や「正体」を見失うことは許されない。われわれ労働者階級の独占資本の体制的な攻撃にたち向っているという事実を大衆的なものにしろうと、たたかいの意義について再確認しあうことが必要

【第二】したがって、国家独占資本主義段階に入り、いよいよ統一された力でわれわれを支配しようとする攻撃に対しては、なによりも「国家の二団結と抵抗と統一」についての確固たる意志統一が基本である。

【第三】地域における諸活動を強め、性急の強制を代弁する労働者階級としての政治的発言と行動とを鋭くものにし、全員で政治局員の斗争を支え、岡見根・久保田両組織候補の完勝のために徹底的にたたかう。

（自由党憲法調査会 ―要約）

(1)天皇制について

天皇が万首である旨の明文を設けることの当否については、とくに慎重に考慮する。

(2)平和主義について

①第二章「戦争の放棄」を「国の安全と防衛」に改める。

②国力に応じた最小限度の軍隊を設置する。

③国民は国防に協力すべき義務を負う。

④戦時・非常事態における国民の権利、義務には特例を認める。

(3)国会および内閣

①「国会は国権の最高機関である」との文句を削る。

②内閣に国会の停会を要求する権利を認める。

③条約は、政治的に重要なものを除いて国会の承認を不要とする。

(4)基本的人権について

①社会の秩序を維持するためには、法律をもって自由・人権を制限しうる旨を規定する。

②自由の効力ならびに緊急権の行使の限界につき再検討する。

③国民の義務規定を追加する。

④「国家、経済の発展に協力する」義務などを規定する。

（昭和二九年一一月公表 ―以下略）

× × ×

以上にみるとおり、独占資本の利益のみを代弁する日本の保守政党は、もっとも反民主主義であり反平和主義である。

これらの政策がスト権行使や反合理化斗争とどんな悪影響を与えるかはあきらかであり、池田内閣となってからはとくに表現こそやわらかくなったが、本質的な変化はまったくないのである。

「改憲阻止」に関連する反合理化斗争の意義をさらに追求し、われわれの運動を国民的次元に拡大することは、今年最大の課題である。